

## 重要な会計方針

改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）並びに「独立行政法人会計基準」並びに「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」（平成 28 年 2 月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

### 1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

### 2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 年～ 1 5 年
車両運搬具	6 年
工具器具備品	5 年～ 1 5 年

### 3 引当金の計上基準

#### （1）賞与引当金

運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

#### （2）退職給付引当金

役職員の退職給付については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上しておりません。

なお、当機構は、農林水産関係法人厚生年金基金に加入しておりましたが、同厚生年金基金については、厚生労働大臣から平成 28 年 3 月 28 日付けで解散の認可を受け、平成 30 年 9 月 14 日において清算終了しております。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 3 8 に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

### 4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

### 5 リース取引の処理方法

リース料総額が 3 0 0 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 3 0 0 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 6 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

## 7 表示方法の変更

(キャッシュ・フロー計算書)

当事業年度より、より適切な経営情報の開示を行うため、キャッシュ・フロー計算書の表示科目を「でん粉事業費支出」の区分から「でん粉事業費支出」、「情報収集提供事業費支出」の区分に変更しております。

## 注記事項

### 1 貸借対照表

(1) 財源措置が運営費交付金によって行われる賞与引当金の見積額	10,753,043 円
(2) 財源措置が運営費交付金によって行われる退職一時金に係る退職 給付引当金の見積額	76,274,640 円

### 2 損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響額は、1,571 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 253,957,926 円であります。

### 3 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	3,008,186,280 円
うち定期預金	0 円
(差引) 資金残高	3,008,186,280 円

### 4 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額

計上額	△25,163,446 円
うち国からの出向職員分	966,163 円

### 5 退職給付関係

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

なお、当機構は、農林水産関係法人厚生年金基金に加入しておりましたが、同厚生年金基金については、厚生労働大臣から平成 28 年 3 月 28 日付けで解散の認可を受け、平成 30 年 9 月 14 日において清算終了しております。

同厚生年金基金の解散による追加負担額の発生はありません。

#### (2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	102,434,249 円
退職給付引当金戻入益	△ 24,912,345 円
退職給付への支払額	△ 1,247,264 円
期末における退職給付引当金	76,274,640 円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	0円
年金資産	0円
積立金制度の未積立退職給付債務	0円
非積立型制度の未積立退職給付債務	76,274,640円
小計	76,274,640円
運営費交付金の財源措置があるため 引き当てなかった額	△ 76,274,640円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	0円
退職給付引当金	0円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	0円

(4) 退職給付に関連する損益

退職給付引当金戻入益	△ 24,912,345円
運営費交付金の財源措置があるため 戻し入れできなかった額	24,912,345円
支出時に費用処理した額	
職員の退職一時金	1,247,264円
合計	1,247,264円

(5) 確定拠出制度

拠出額	2,391,597円
-----	------------

6 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、資金運用については定期預金等で行っております。

また、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,008	3,008	—
(2) 未収金	579	579	—
(3) 未払金	(156)	(156)	(—)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受入保証金(貸借対照表計上額 198 百万円)については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから開示の対象とはしていません。

7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。